



福岡医発第 1891 号 (地)

令和 3 年 9 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 39)」
に係る取扱いについて (再周知)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い (その 39)」(令和 3 年 3 月 30 日福岡医発第 3365 号 (地) にてご連絡) において、全ての保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて、患者及び利用者の診療実績等に係る要件の取扱いについては、基本診療料の施設基準等通知、特掲診療料の施設基準等通知及び訪問看護ステーションの届出基準通知における手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等に係る要件のうち、1 年間の実績を求めるものについて、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 26)」(令和 2 年 9 月 4 日福岡医発第 1590 号 (地) にてご連絡) の 2 (2) の取扱いをした上でなお、実績要件を満たさない場合において、令和 3 年 9 月 30 日までの間 (新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、令和元年 (平成 31 年) の実績を用いても差し支えないものとされてきましたが、先般、「令和 2 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」(令和 3 年 9 月 30 日付け福岡医発第 1889 号 (地)) によりご案内申し上げたとおり、コロナ患者受入れの重点医療機関、協力医療機関及びコロナ患者受入れ病床を割り当てられた医療機関については、経過措置や年間の診療実績に係る特例措置を令和 4 年 3 月末まで延長する一方で、それ以外の医療機関については、本年 9 月末で終了する旨、ご連絡申し上げたところです。

本年 10 月 1 日以降に各施設基準要件を満たせなくなる場合は届出が必要となるため、届出漏れ等が生じないように、今般、日本医師会を通じて厚生労働省より通知がありました。本年 10 月 18 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することが可能です。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該届出に係る患者の診療実績等の要件については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い (その 26)」の 2 (2) ①又は②の取扱いにより実績を算出することが可能であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 171)

令和 3 年 9 月 2 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 39）」
に係る取扱いについて（再周知）

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その39）」において、全ての保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて、患者及び利用者の診療実績等に係る要件の取扱いについては、基本診療料の施設基準等通知、特掲診療料の施設基準等通知及び訪問看護ステーションの届出基準通知における手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等に係る要件のうち、1年間の実績を求めるものについて、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」の2（2）の取扱いをした上で、なお、実績要件を満たさない場合において、令和3年9月30日までの間（新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間）、令和元年（平成31年）の実績を用いても差し支えないものとされてきましたが、先般、「令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」（令和3年9月22日付け（保169））によりご案内申し上げたとおり、コロナ患者受入れの重点医療機関、協力医療機関及びコロナ患者受入れ病床を割り当てた医療機関については、経過措置や年間の診療実績に係る特例措置を令和4年3月末まで延長する一方で、それ以外の医療機関については、本年9月末で終了することをお伝えしたところであります。

本年10月1日以降に各施設基準要件を満たせなくなる場合においては、届出が必要となるため、届出漏れ等が生じないように、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。本件届出については、本年10月18日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することが可能であります。

また、当該届出に係る患者の診療実績等の要件については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」の2（2）①又は②の取扱いにより実績を算出することが可能であります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 39）」
に係る取扱いについて（再周知）

（令 3.9.24 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 24 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」に係る取扱いについて（再周知）

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1（1）①については、令和3年9月30日までの間（新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間）の取扱いとしているところであるが、当該取扱いが終了することに伴い、同年10月1日以降に各施設基準要件を満たせなくなる場合においては、届出が必要となるため、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。なお、本件届出については、本年10月18日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができることとするので、ご留意願いたい。

また、当該届出に係る患者の診療実績等の要件については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（2）①又は②の取扱いにより実績を算出することが可能であることを申し添える。